

(外交防衛委員会)

二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)(衆議院送付)

要旨

この協定は、有効期間が延長された二〇〇一年(平成十三年)の国際コーヒー協定に代わるものとして、二〇〇七年(平成十九年)九月にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において採択され、二〇一一年(平成二十三年)二月二日に発効したものであり、一九六二年(昭和三十七年)の国際コーヒー協定以来、第七次の協定に当たるものである。

この協定は、前文、本文五十一箇条、末文、一の附属書及び国際コーヒー理事会決議第四百三十六号から成り、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について規定している。二〇〇一年の協定との主な相違点は、次のとおりである。

一、協定の目的にコーヒー生産者への支援の奨励及び促進が追加されるとともに、コーヒー産業における金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが開催されることが規定された。

二、二〇〇一年の協定において国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）の下に設置されていた執行委員会が廃止された。また、理事会の全ての決定及び勧告に関する議決について、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の過半数の票（特定の事項については三分の二以上の票）による議決から、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の七十パーセント以上の票による議決に変更された。

なお、我が国については、この協定の寄託者である国際コーヒー機関に加入書を寄託する時に効力を生ずる。